

報告第13号

令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月10日提出

矢巾町長 高橋昌造

令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源		
					既収入 特定財源	未収入特定財源						
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円		
1	議会費	矢巾町議会史編さん事業	5,560,000	5,560,000	0	0	0	0	0	5,560,000		
2	総務費	合併70周年記念事業	5,764,000	5,764,000	5,764,000	0	0	0	0	0		
		庁舎維持補修事業	441,000	441,000	0	0	0	0	0	441,000		
		地域おこし協力隊事業	311,000	311,000	0	0	0	0	0	311,000		
3	民生費	物価高騰対策給付金給付事業	11,300,000	11,300,000	0	6,836,000	0	0	0	4,464,000		
		保健福祉交流センター維持管理事業	177,000	177,000	0	0	0	0	0	177,000		
4	1	保健衛生費	2,000,000	2,000,000	0	500,000	0	0	0	1,500,000		
	2	環境衛生費	9,955,000	9,955,000	0	9,953,000	0	0	0	2,000		
6	農林水産業費	1	農業費	特用林産施設等体制整備事業	13,779,000	13,779,000	0	0	13,778,000	0	0	1,000
7	商工費	1	商工費	中小企業支援事業（物価高騰 対応重点支援分）	29,001,000	29,001,000	0	1,050,000	0	0	0	27,951,000
8	土木費	2	道路橋梁費	道路維持管理事業	56,000,000	56,000,000	0	0	0	0	0	56,000,000
		交通安全施設整備事業	13,200,000	13,200,000	0	4,611,000	0	4,700,000	0	3,889,000		
		防災安全対策事業	188,433,000	188,433,000	0	91,133,000	0	78,400,000	0	18,900,000		
		生活道路整備事業	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	0	5,000,000		
		橋梁維持補修事業	39,288,000	39,288,000	0	15,317,000	0	11,200,000	0	12,771,000		

款	項	事業名	繰越額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	矢幅駅東西自由通路等維持管理事業	2,192,000	2,192,000	0	0	0	0	0	2,192,000
		矢巾町活動交流センター維持管理事業	1,033,000	1,033,000	0	0	0	0	0	1,033,000
	5 住宅費	町営住宅改修事業	2,356,000	2,356,000	0	0	0	0	0	2,356,000
9 消防費	1 消防費	消防自動車更新事業	31,869,000	31,869,000	0	0	0	28,900,000	0	2,969,000
10 教育費	4 社会教育費	矢巾町公民館維持補修事業	265,000	265,000	0	0	0	0	0	265,000
		史跡公園整備事業	1,276,000	1,276,000	0	638,000	0	0	0	638,000
合 計			419,200,000	419,200,000	5,764,000	130,038,000	13,778,000	123,200,000	0	140,860,000

## 正 誤 表

報告第13号 令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の一部に誤りがございましたので、次のとおり訂正をお願いします。

議案名等	頁	箇所	誤	正
令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書	2	「合計」の項、「左の財源内訳」の「一般財源」の欄	140,860,000円	146,420,000円

令和6年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源		
					既収入 特定財源	未収入特定財源						
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
			円	円	円	円	円	円	円	円		
1	議会費	矢巾町議会史編さん事業	5,560,000	5,560,000	0	0	0	0	0	5,560,000		
2	総務費	合併70周年記念事業	5,764,000	5,764,000	5,764,000	0	0	0	0	0		
		庁舎維持補修事業	441,000	441,000	0	0	0	0	0	441,000		
		地域おこし協力隊事業	311,000	311,000	0	0	0	0	0	311,000		
3	民生費	物価高騰対策給付金給付事業	11,300,000	11,300,000	0	6,836,000	0	0	0	4,464,000		
		保健福祉交流センター維持管理事業	177,000	177,000	0	0	0	0	0	177,000		
4	1	保健衛生費	2,000,000	2,000,000	0	500,000	0	0	0	1,500,000		
	2	環境衛生費	9,955,000	9,955,000	0	9,953,000	0	0	0	2,000		
6	農林水産業費	1	農業費	特用林産施設等体制整備事業	13,779,000	13,779,000	0	0	13,778,000	0	0	1,000
7	商工費	1	商工費	中小企業支援事業（物価高騰 対応重点支援分）	29,001,000	29,001,000	0	1,050,000	0	0	0	27,951,000
8	土木費	2	道路橋梁費	道路維持管理事業	56,000,000	56,000,000	0	0	0	0	0	56,000,000
		交通安全施設整備事業	13,200,000	13,200,000	0	4,611,000	0	4,700,000	0	3,889,000		
		防災安全対策事業	188,433,000	188,433,000	0	91,133,000	0	78,400,000	0	18,900,000		
		生活道路整備事業	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	0	5,000,000		
		橋梁維持補修事業	39,288,000	39,288,000	0	15,317,000	0	11,200,000	0	12,771,000		

款	項	事業名	繰越額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	矢幅駅東西自由通路等維持管理事業	2,192,000	2,192,000	0	0	0	0	0	2,192,000
		矢巾町活動交流センター維持管理事業	1,033,000	1,033,000	0	0	0	0	0	1,033,000
	5 住宅費	町営住宅改修事業	2,356,000	2,356,000	0	0	0	0	0	2,356,000
9 消防費	1 消防費	消防自動車更新事業	31,869,000	31,869,000	0	0	0	28,900,000	0	2,969,000
10 教育費	4 社会教育費	矢巾町公民館維持補修事業	265,000	265,000	0	0	0	0	0	265,000
		史跡公園整備事業	1,276,000	1,276,000	0	638,000	0	0	0	638,000
合 計			419,200,000	419,200,000	5,764,000	130,038,000	13,778,000	123,200,000	0	146,420,000

## 議案第36号

### 財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 取得する目的

矢巾町立小学校における大型提示装置（電子黒板及びプロジェクター）購入のため

#### 2 取得する財産

設置場所	品目	数量	取得予定価格（消費税及び地方消費税込み）
各 小 学 校	大型提示装置	46台	33,000,000円

#### 3 取得の方法

買入れ

#### 4 契約の相手方

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目4番14号  
コセキ株式会社 盛岡営業所  
所長 吉 田 大 輔

令和7年6月10日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

## 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）

令和7年度矢巾町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,161,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月10日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表 歳入 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,725,063	118,838	1,843,901
	2 国庫補助金	649,176	118,838	768,014
15 県支出金		983,944	1,490	985,434
	2 県補助金	342,337	1,490	343,827
18 繰入金		933,067	55,725	988,792
	2 基金繰入金	918,319	55,725	974,044
20 諸収入		68,099	200	68,299
	5 雑収入	43,917	200	44,117
21 町債		445,000	84,300	529,300
	1 町債	445,000	84,300	529,300
補正されなかった款項にかかる金額		7,745,455		7,745,455
歳入合計		11,900,628	260,553	12,161,181

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,952,844	1,228	1,954,072
	1 総務管理費	1,625,651	1,128	1,626,779
	3 戸籍住民基本台帳費	83,136	△ 600	82,536
	5 統計調査費	23,179	700	23,879
3 民生費		4,334,763	6,177	4,340,940
	1 社会福祉費	2,230,868	6,177	2,237,045
4 衛生費		957,734	2,310	960,044
	1 保健衛生費	357,071	700	357,771
	2 環境衛生費	600,663	1,610	602,273
5 労働費		27,825	300	28,125
	1 労働諸費	27,825	300	28,125
6 農林水産業費		546,056	1,239	547,295
	1 農業費	525,147	1,239	526,386
7 商工費		105,850	59	105,909
	1 商工費	105,850	59	105,909
8 土木費		1,120,136	241,472	1,361,608
	1 土木管理費	27,341	40	27,381
	2 道路橋梁費	464,353	239,100	703,453
	4 都市計画費	544,881	△ 300	544,581
	5 住宅費	66,463	2,632	69,095
9 消防費		395,817	6,280	402,097
	1 消防費	395,817	6,280	402,097
10 教育費		1,134,848	1,488	1,136,336
	1 教育総務費	173,499	0	173,499
	2 小学校費	271,647	27	271,674
	3 中学校費	132,689	△ 227	132,462

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費	4 社 会 教 育 費	221,019	1,380	222,399
	5 保 健 体 育 費	335,994	308	336,302
補正されなかった款項にかかる金額		1,324,755		1,324,755
歳 出 合 計		11,900,628	260,553	12,161,181

## 第2表

## 債務負担行為補正

## 2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
田園ホール運営事業	令和 7年度から 令和 9年度まで	基本協定書に定める指定管理料の額 ( 161,100千円 )	令和 7年度から 令和 9年度まで	基本協定書に定める指定管理料の額 ( 164,100千円 )

第3表

地方債補正

1 変更 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路整備事業	135,200	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。	214,200	普通貸借 又は 証券発行	年6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について は、当該見直し後 の利率)	政府資金につい ては、その融資条 件により、その他 の場合には、その 債権者と協定する ものによる。ただ し、財政の都合に より償還年限を短 縮し、又は繰上償 還若しくは低利に 借換えすることが できる。
消防施設整備事業	8,200				13,500			

# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,994,652		3,994,652
2 地 方 譲 与 税	167,507		167,507
3 利 子 割 交 付 金	1,107		1,107
4 配 当 割 交 付 金	8,454		8,454
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,940		3,940
6 法 人 事 業 税 交 付 金	83,469		83,469
7 地 方 消 費 税 交 付 金	858,774		858,774
8 環 境 性 能 割 交 付 金	12,754		12,754
9 地 方 特 例 交 付 金	25,578		25,578
10 地 方 交 付 税	2,107,804		2,107,804
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,052		3,052
12 分 担 金 及 び 負 担 金	123,337		123,337
13 使 用 料 及 び 手 数 料	77,482		77,482
14 国 庫 支 出 金	1,725,063	118,838	1,843,901
15 県 支 出 金	983,944	1,490	985,434
16 財 産 収 入	14,491		14,491
17 寄 附 金	203,054		203,054
18 繰 入 金	933,067	55,725	988,792
19 繰 越 金	60,000		60,000
20 諸 収 入	68,099	200	68,299
21 町 債	445,000	84,300	529,300
歳 入 合 計	11,900,628	260,553	12,161,181

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	129,187		129,187					
2 総務費	1,952,844	1,228	1,954,072					1,228
3 民生費	4,334,763	6,177	4,340,940	1,490				4,687
4 衛生費	957,734	2,310	960,044					2,310
5 労働費	27,825	300	28,125					300
6 農林水産業費	546,056	1,239	547,295					1,239
7 商工費	105,850	59	105,909					59
8 土木費	1,120,136	241,472	1,361,608	118,838	79,000	7		43,627
9 消防費	395,817	6,280	402,097		5,300	200		780
10 教育費	1,134,848	1,488	1,136,336					1,488
11 災害復旧費	2,200		2,200					
12 公債費	1,184,367		1,184,367					
13 諸支出金	1		1					
14 予備費	9,000		9,000					
歳出合計	11,900,628	260,553	12,161,181	120,328	84,300	207		55,718

歳

入



2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
4 土木費国庫補助金	158,815	118,838	277,653	1 道路橋梁費補助金	111,838	社会資本整備総合交付金の増 道路メンテナンス事業費補助金の増 地区内連携補助金の増	76,113 26,925 8,800
				4 デジタル田園都市 国家構想交付金	7,000	デジタル田園都市国家構想交付金の増	7,000
計	649,176	118,838	768,014				

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	165,066	1,490	166,556	1 社会福祉費補助金	1,490	重度心身障害者医療費助成事業補助金の増	1,490
計	342,337	1,490	343,827				

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	847,415	55,725	903,140	1 財政調整基金繰入金	55,725	財政調整基金繰入金の増	55,725
計	918,319	55,725	974,044				

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

2 雑入	43,916	200	44,116	8 消防費雑入	200	安全安心の日交流会負担金	200
計	43,917	200	44,117				

(款) 21 町債

(項) 1 町債

4 土木債	159,100	79,000	238,100	1 道路整備事業債	79,000	公共事業等債の増	79,000
-------	---------	--------	---------	-----------	--------	----------	--------

(款) 21 町債

(項) 1 町債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 消防債	8,200	5,300	13,500	1 消防施設整備事業債	5,300	緊急防災・減災事業債の増 5,300
計	445,000	84,300	529,300			

歳

出



3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1一般管理費	477,051	△2,937	474,114				△2,937	3職員手当等 7報償費 10需用費 12委託料 18負担金、補助及び交付金	△1,700 △100 △884 △374 121	◎一般管理事業の減 ○一般職員給与費の減 ◎人事・サービス管理事業の増 ○人事・サービス管理事業の増 県央地区市町村職員研修協議会事務費負担金 ◎職員研修事業の増 ○職員研修事業の増 職員研修補助金 ◎合併70周年記念事業の減 ○合併70周年記念事業の減 謝礼 食糧費 印刷製本費 合併70周年記念祝賀会設営等業務委託料	△1,700 △1,700 1 1 1 120 120 120 △1,358 △1,358 △100 △510 △374 △374
5財産管理費	147,091	2,872	149,963				2,872	14工事請負費	2,872	◎庁舎管理運営事業の増 ○庁舎管理事業の増 工事請負費	2,872 2,872 2,872
9コミュニティ対策費	41,461	1,193	42,654				1,193	18負担金、補助及び交付金	1,193	◎コミュニティ推進事業の増 ○コミュニティ施設等整備事業の増 みどりのふるさと整備事業補助金	1,193 1,193 1,193
計	1,625,651	1,128	1,626,779				1,128				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	83,136	△600	82,536				△600	3 職員手当等	△600	◎戸籍住民基本台帳事業の減 ○一般職員給与費の減	△600 △600
計	83,136	△600	82,536				△600				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	5,154	700	5,854				700	3 職員手当等	700	◎統計調査総務事業の増 ○一般職員給与費の増	700 700
計	23,179	700	23,879				700				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	515,666	4,398	520,064	1,490			2,908	3 職員手当等	100	◎社会福祉総務事業の増 ○一般職員給与費の増	100 100
								11 役務費	96		
								19 扶助費	4,202	◎重度心身障害者医療費事業の増 ○重度心身障害者医療費総務事業の増 通信運搬費 ○重度心身障害者医療費助成事業の増 手数料 医療給付費	4,298 26 26 4,272 70 4,202
2 障害福祉費	780,749	36	780,785				36	22 償還金、利子及び割引料	36	◎障害福祉総務事業の増 ○障害福祉総務事業の増 障害者総合支援事業費補助金 過年度返還金	36 36 36

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

3老人福祉費	852,169	500	852,669				500	3職員手当等	500	◎後期高齢者医療運営事業の増 ○一般職員給与費の増	500 500
5保養センター費	53,546	1,243	54,789				1,243	14工事請負費	1,243	◎国民保養センター管理運営事業の増 ○国民保養センター維持管理事業の増 工事請負費	1,243 1,243 1,243
計	2,230,868	6,177	2,237,045	1,490			4,687				

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	220,422	700	221,122				700	3職員手当等	100	◎保健衛生総務事業の増 ○一般職員給与費の増	100 100
								12委託料	240		
								13使用料及び賃借料	360	◎母子保健事業の増 ○母子保健事業の増 妊産婦健診等送迎業務委託料 日帰り型産後ケア業務委託料 使用料及び賃借料	600 600 △360 600 360
計	357,071	700	357,771				700				

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 環境衛生費

3斎場費	18,657	1,610	20,267				1,610	12委託料	1,610	◎矢巾斎苑運営事業の増 ○矢巾斎苑運営事業の増 矢巾斎苑指定管理料	1,610 1,610 1,610
計	600,663	1,610	602,273				1,610				

## (款) 5 労働費

## (項) 1 労働諸費

1労働諸費	27,825	300	28,125				300	3職員手当等	300	◎就労者支援事業の増 ○一般職員給与費の増	300 300
-------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	--------	-----	--------------------------	------------

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	27,825	300	28,125				300			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	35,854	1	35,855				1 11 役 務 費	△41	◎農業委員会総務事業の増	1
							13 使用料及び賃借料	42	○農業委員会総務事業の増 通信運搬費 使用料及び賃借料	1 △41 42
2 農業総務費	58,643	797	59,440				797 3 職員手当等	700	◎農政対策事業の増	700
							8 旅 費	97	○一般職員給与費の増 ◎経営構造対策事業の増 ○担い手育成事業の増 費用弁償	700 97 97 97
3 農業振興費	40,592	641	41,233				641 18 負担金、補助及び交付金	641	◎農業生産振興対策事業の増 ○やはば農業担い手応援事業の増 やはば農業担い手応援事業補助金	641 641 641
8 ダム管理費	18,675	△200	18,475				△200 3 職員手当等	△200	◎ダム維持管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△200 △200
計	525,147	1,239	526,386				1,239			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	40,356	67	40,423				67 18 負担金、補助及び交付金	67	◎商工総務事業の増 ○商工総務事業の増 盛岡地域地場産業振興センタ 一経営調査協議会負担金	67 67 67
---------	--------	----	--------	--	--	--	-------------------	----	--	----------------

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

4観光費	23,855	△8	23,847				△8	13 使用料及び賃借料	16	◎観光推進事業の減	△118
								14 工事請負費	110	○観光振興対策事業の減 使用料及び賃借料	△118 16
										盛岡広域市町観光振興事業負担金	△134
18 負担金、補助及び交付金	△134	◎観光資源管理運営事業の増	110								
										○ひまわりパーク維持管理事業の増	110
										工事請負費	110
計	105,850	59	105,909				59				

## (款) 8 土木費

## (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	27,341	40	27,381				40	12 委託料	40	◎土木総務事業の増	40
										○土木総務事業の増 準中型運転免許取得支援業務委託料	40 40
計	27,341	40	27,381				40				

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	156,025	36,833	192,858	15,800	6,500		14,533	11 役務費	6,333	◎道路維持事業の増	22,833
								12 委託料	14,000	○道路維持管理事業の増 手数料	6,333 6,333
										○交通安全施設整備事業の増 工事請負費	16,500 16,500
										◎除雪事業の増	14,000
										○除雪事業の増 除雪管理システム導入及び運用保守業務委託料	14,000 14,000

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
3道路新設改良費	217,899	150,709	368,608	76,113	55,500		19,096	12委託料	12,960	◎道路新設改良事業の増 ○防災安全対策事業の増 測量調査設計業務委託料 工事請負費 土地購入費 支障物件補償費	150,709
								14工事請負費	134,609		150,709
								16公有財産購入費	701		12,960
								21補償、補填及び賠償金	2,439		134,609
4橋梁維持費	32,300	51,558	83,858	26,925	17,000		7,633	12委託料	33,268	◎橋梁維持補修事業の増 ○橋梁維持補修事業の増 測量調査設計業務委託料 工事請負費	51,558
								14工事請負費	18,290		51,558
計	464,353	239,100	703,453	118,838	79,000		41,262				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1都市計画総務費	253,658	△300	253,358				△300	3職員手当等	△300	◎都市計画総務事業の減 ○一般職員給与費の減	△300 △300
計	544,881	△300	544,581				△300				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1住宅管理費	27,365	307	27,672				7	3職員手当等	300	◎住宅管理事業の増 ○一般職員給与費の増 ○住宅管理事業の増 還付金	307 300
								22償還金、利子及び割引料	7		7 7

## (款) 8 土木費

## (項) 5 住宅費

2住宅改修費	39,098	2,325	41,423				2,325	10需用費	15	◎町営住宅改修事業の増 ○町営住宅改修事業の増 光熱水費 工事請負費	2,325
								14工事請負費	2,310		2,310
計	66,463	2,632	69,095				7				

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

3消防施設費	20,557	646	21,203				646	14工事請負費	295	◎消防施設整備事業の増 ○消防施設維持事業の増 工事請負費 県被災者台帳システム保守管理費負担金	646
								18負担金、補助及び交付金	351		295
5災害対策費	29,061	5,634	34,695		5,300	200	134	10需用費	300	◎災害対策事業の増 ○災害対策事業の増 食糧費 Jアラート受信機設定業務委託料 災害対策用備品購入費	5,634
								12委託料	2,409		5,634
								17備品購入費	2,925		300
計	395,817	6,280	402,097		5,300	200	780				

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

3教育振興費	96,547	0	96,547					1報酬	△2,277	◎ICT教育支援事業 ○ICT支援員配置事業 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員手当等 普通旅費 費用弁償 委託料	
								3職員手当等	△874		△2,277
								8旅費	△106		△874
								12委託料	3,257		△20
計	173,499	0	173,499								

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	166,917	△200	166,717				△200	3 職員手当等	△200	◎小学校管理事業の減 ○一般職員給与費の減	△200 △200
2 教育振興費	104,730	227	104,957				227	13 使用料及び賃借料	227	◎小学校教育振興事業の増 ○小学校教育振興事業の増 使用料及び賃借料	227 227 227
計	271,647	27	271,674				27				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

2 教育振興費	59,089	△227	58,862				△227	13 使用料及び賃借料	△227	◎中学校教育振興事業の減 ○中学校教育振興事業の減 使用料及び賃借料	△227 △227 △227
計	132,689	△227	132,462				△227				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

2 公民館費	50,340	1,380	51,720				1,380	3 職員手当等	300	◎矢巾町公民館事業の増 ○一般職員給与費の増 ○矢巾町公民館維持管理事業の増 修繕料 工事請負費	1,380 300 1,080 △231 1,311
								10 需用費	△231		
								14 工事請負費	1,311		
計	221,019	1,380	222,399				1,380				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

2 体育施設費	43,485	308	43,793				308	17 備品購入費	308	◎体育施設運営事業の増 ○矢巾町マレットゴルフ場運営事業の増	308 308
---------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	----------	-----	-----------------------------------	------------

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

										体育施設用備品購入費	308
計	335,994	308	336,302				308				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての  
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
田園ホール運営事業	基本協定書に定める指定管理料の額			令和 7年度から 令和 9年度まで	164,100				164,100

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1 普通債	5,960,802	5,771,076	652,500	717,720	5,705,856
(1) 総務	180,555	138,847	200,000	26,722	312,125
(2) 民生	69,064	57,570	5,500	5,213	57,857
(3) 衛生	241,530	213,673	0	27,895	185,778
(4) 農林水産	101,800	111,739	22,000	5,558	128,181
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	3,803,770	3,758,750	314,300	458,369	3,614,681
(7) 公営住宅	54,799	68,073	18,100	3,381	82,792
(8) 消防	16,228	67,962	42,400	5,462	104,900
(9) 教育	1,493,056	1,354,462	50,200	185,120	1,219,542
2 災害復旧債	73,900	41,179	0	8,728	32,451
3 減税補てん債	11,044	5,263	0	3,743	1,520
4 臨時財政対策債	4,420,439	4,033,673	0	411,873	3,621,800
5 減収補てん債	6,913	5,926	0	987	4,939
合 計	10,473,098	9,857,117	652,500	1,143,051	9,366,566





令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度矢巾町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度矢巾町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
ア 公共下水道			
管渠建設改良事業	305,252千円	20,000千円	325,252千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額364,396千円は当年度分消費税資本的収支調整額34,021千円及び損益勘定留保資金等330,375千円で補てんするものとする。）。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 公共下水道資本的収入	326,229千円	1,182千円	327,411千円
第2項 国庫補助金	105,000千円	1,182千円	106,182千円
支出			
第1款 公共下水道資本的支出	556,187千円	20,000千円	576,187千円
第1項 建設改良費	331,649千円	20,000千円	351,649千円

令和7年6月10日 提出

矢巾町長 高橋昌造

令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算実施計画（第1号）

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道			326,229	1,182	327,411	
資本的收入	2 国庫補助金		105,000	1,182	106,182	
		1 国庫補助金	105,000	1,182	106,182	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道			556,187	20,000	576,187	
資本の支出	1 建設改良費		331,649	20,000	351,649	
		1 管渠建設改良費	305,252	20,000	325,252	

令和7年度矢巾町下水道事業補正（第1号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：円）

区分	補正前	補正額	計
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当年度純利益（△は純損失）	982,000	0	982,000
減価償却額	595,839,000	0	595,839,000
引当金の増減額（△は減少）	△ 158,000	0	△ 158,000
長期前受金戻入額	△ 327,900,000	0	△ 327,900,000
支払利息	77,238,000	0	77,238,000
固定資産除却損	2,000,000	0	2,000,000
小計	348,001,000	0	348,001,000
利息の支払額	△ 77,238,000	0	△ 77,238,000
<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>270,763,000</b>	<b>0</b>	<b>270,763,000</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出	△ 312,016,000	△ 18,181,000	△ 330,197,000
無形固定資産の取得による支出	△ 16,491,000	0	△ 16,491,000
国庫補助金等による収入	106,663,000	1,182,000	107,845,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	29,236,000	0	29,236,000
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 192,608,000</b>	<b>△ 16,999,000</b>	<b>△ 209,607,000</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	287,800,000	0	287,800,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 408,565,792	0	△ 408,565,792
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 120,765,792</b>	<b>0</b>	<b>△ 120,765,792</b>
資金増減額	△ 42,610,792	△ 16,999,000	△ 59,609,792
資金期首残高	359,973,341	0	359,973,341
資金期末残高	317,362,549	△ 16,999,000	300,363,549



## 参 考 資 料

令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第1号）

令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第1号）

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道				326,229
資本的收入	2 国庫補助金			105,000
		1 国庫補助金		105,000
			1 交付金	105,000

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 公共下水道				556,187
資本の支出	1 建設改良費			331,649
		1 管渠建設改良費		305,252
			13 委託料	17,103

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
1,182	327,411	
1,182	106,182	
1,182	106,182	
1,182	106,182	防災安全交付金の増

(単位：千円)

補正予定額	計	備考
20,000	576,187	
20,000	351,649	
20,000	325,252	
20,000	37,103	

令和 7 年 6 月 1 9 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会予算決算常任委員会  
委員長 昆 秀 一



## 予算決算常任委員会審査報告書

議案第 3 7 号 令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について

議案第 3 8 号 令和 7 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

本常任委員会は、令和 7 年 6 月 1 0 日付けで付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和 6 2 年矢巾町議会規則第 1 号）第 7 7 条の規定により報告する。

議案第 39 号

矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
について

矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 19 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

# 矢巾町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条―第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条―第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。

（2）幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、3歳未満のものをいう。

（3）乳幼児 前2号の乳児又は幼児をいう。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、町長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とし、定めるものとする。

（最低基準の向上のための勧告等）

第4条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、乳児等通園支援事業者に最低基準を常に向上するよう努めさせるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗

車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否か、その他のあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。第26条において「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、ア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 待避上有効なバルコニー</li> <li>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>4 屋外階段</li> </ol>
3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>3 屋外階段</li> </ol>
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ol>
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</li> <li>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ol>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で行っていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、1つの一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

（1） 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡及び連携)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第40号

矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について

矢巾町立保育所設置条例(昭和62年矢巾町条例第11号)の一部を次のように改正する。

令和7年6月19日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例

矢巾町立保育所設置条例（昭和62年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育料)</p> <p>第4条 町長は、保育所に入所した児童の保護者から、保育の実施に要した費用について、別に定める保育料を徴収する。 〔新設〕</p> <p>(保育料の減額又は免除)</p> <p>第5条 町長は、保育所に<u>入所した児童</u>の保護者が前条の<u>保育料</u>を負担することができないと認めるときは<u>これを減額し</u>、又は免除することができる。</p>	<p>(保育料等)</p> <p>第4条 町長は、保育所に入所した児童の保護者から、保育の実施に要した費用について、別に定める保育料を徴収する。</p> <p><u>2 町長は、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を利用した児童の保護者から、事業に要した費用について、別に定める保護者負担額を徴収する。</u></p> <p>(保育料等の減額又は免除)</p> <p>第5条 町長は、保育所に<u>入所し</u>、又は前条第2項の事業を利用した児童の保護者が前条の<u>保育料等</u>を負担することができないと認めるときは、<u>これを減額し</u>、又は免除することができる。</p>
<p>備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。</p>	

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

## 議案第41号

### 町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負契約の締結について

町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名   | 町道谷地線交通安全施設整備その3工事                               |
| 2 | 工 事 場 所 | 紫波郡矢巾町大字間野々地内                                    |
| 3 | 契約の方法   | 条件付一般競争入札による工事請負契約                               |
| 4 | 契約金額    | 94,050,000円（消費税及び地方消費税込み）                        |
| 5 | 契約の相手方  | 紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割606番地<br>百万石建設株式会社<br>代表取締役 水 本 慶 |

令和7年6月19日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造